

貸借取引における配当金等および株主優待券その他の処理要領

(18.5.1 21.11.16 改正)

○ 配当金等処理要領 (7.5.29 改正)

- 1 貸借取引貸出規程第20条にかかる株式に付随する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものについて処理するものとし、金銭分配請求権を含む。以下同じ。）その他の金銭の交付および貸借取引貸出規程第3条第2項に定める有価証券のうち株券以外の有価証券が表象する権利に付随する同様の権利（外国株券、預託証券および受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券であるものに限る。）が表象する権利に付随する権利については、株式配当その他の株式の分配を含む。）（以下これらを合わせて「配当金等」という。）の処理は、本要領によりこれを行う。

(53.12.1 7.5.29 13.3.26 14.5.27 18.5.1 19.4.2 20.2.1 20.4.1
20.12.8 改正)

- 2 前項に定める株式配当その他の株式の分配があった場合は、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」に準じた処理、売却処分その他の方法により、配当金等の価額を算出するものとする。

(19.4.2 新設)

- 3 貸借取引の融資担保株券等および貸付株券等については、当該株式を発行した会社等が配当金等を受ける権利の帰属する株主等を定めるために決定する基準日において、当該銘柄の残高を当社と取引参加者等との間で相互に確認するものとする。

(50.4.10 53.12.1 7.5.29 13.3.26 13.11.1 14.5.27 15.1.14 16.4.19
16.10.1 18.5.1 改正)

- 4 前項において確認した残高にかかる配当金等の決済は、当社が配当金等を受領した後5日以内にこれを行う。ただし、同一基準日の銘柄が2以上ある場合は、これを一括して決済することができる。

(32.4.8 53.12.1 7.5.29 13.3.26 14.5.27 18.5.1 19.4.2 改正)

- 5 前項の決済を行う場合、貸借取引参加者ごとの受払額に円位未満の端数があるときは、円位未満を切り捨てるものとし、これに伴い当社が支払超となったときは雑損、受取超となったときは雑益としてそれぞれ処理する。

(34.8.14 13.11.1 15.1.14 改正)

○ 株主優待券その他の処理要領

- 1 貸借取引を行っている銘柄に付随する株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等については、これを権利として処理しない。

(18.5.1 改正)

- 2 株主に優待措置を講じる銘柄で、決算期が接近するに従い貸株残高が融資残高を超過するおそれがあるときは、取引所等と協議のうえ、臨時措置として株券等の貸付に関し返済期限を付する等の措置を行う。

(33.1.23 16.4.19 16.12.13 19.4.2 21.1.5 2019.7.16 改正)

- 3 貸借取引を行うことができる銘柄に対し本要領に別段の定めのない権利の割当があったときは、取引所等と協議のうえその都度処理方法を決定する。

(7.10.2 16.4.19 16.12.13 19.4.2 2019.7.16 改正)

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から実施する。

付 則

この改正規定は、2019 年 7 月 16 日から実施する。